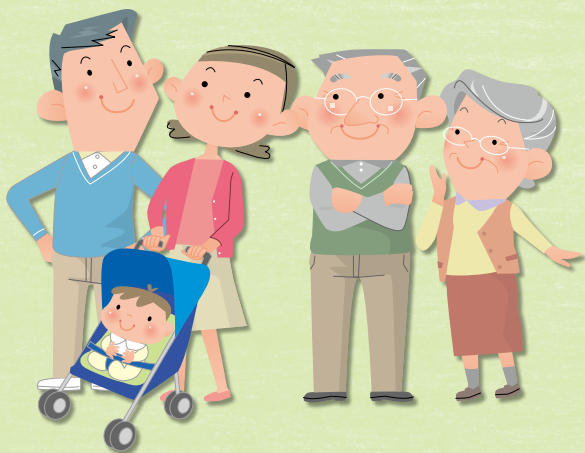


退職される方へ

給付手続きの ご案内



このパンフレットは、日産連合企業年金基金からの
給付と受取手続きについてご説明しています。

よくお読みいただき、受取方法を選択し会社経由で
当基金にお申し出ください。

日産連合企業年金基金

1 基金の概要と給付



日産連合企業年金基金とは

日産連合企業年金基金は、厚生労働大臣の認可をうけて、確定給付企業年金(DB)の基金型として設立した法人です。

加入事業所(会社)に納付していただいた掛金を管理・運用したものを年金資産(原資)として、受給権者の方々に年金や一時金給付を行っています。

基金の加入者

日産自動車グループの連結子会社で、当基金に加入している会社の就業規則等に規定する社員、従業員の方々が加入者となります。

(注) 2014年4月以降の新規入社者は対象外です

加入者でなくなる日(資格の喪失)

加入者が次のいずれかに該当した日の翌日に資格を喪失します。

- ・退職したとき
- ・60歳定年のとき
- ・従業者でなくなったとき(身分変更等)
- ・死亡したとき
- ・会社が基金から脱退したとき

加入した期間

「加入者となった月」から「加入者でなくなった日の前月」までの期間です。

基金からの給付

資格喪失時の年齢や加入者期間などの条件により、下図のように給付選択肢が異なります。当基金から「年金」や「一時金」を受けとるか、「他制度へ移換(ポータビリティ)」するかなどを選択していただきます。

2 給付の手続



給付金の受取手続

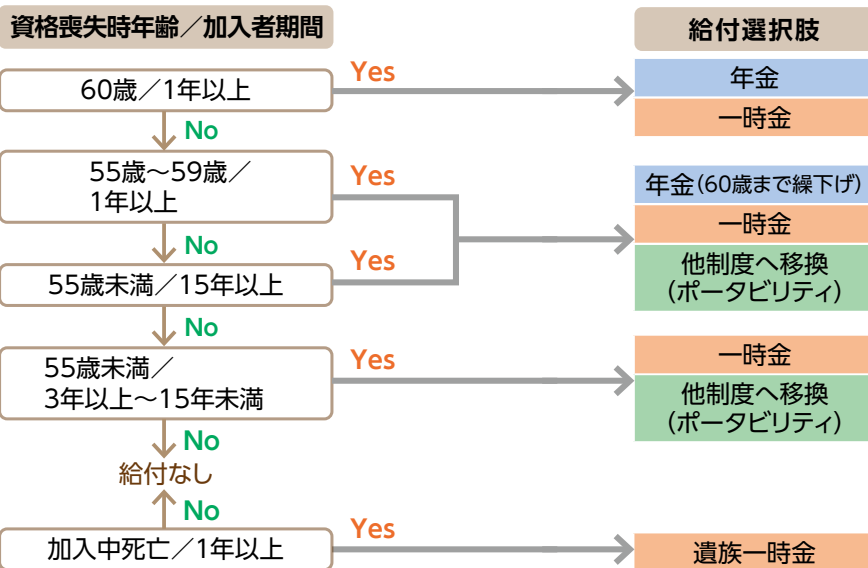
退職等で基金の資格を喪失する際に給付の選択を行います。

- ① 給付金額や給付選択肢は会社の企業年金担当者からご案内します。
- ② 会社より提示された給付金額等をご確認の上、受取方法を選択してください。指定された「裁定請求書」によって、必ず会社経由で当基金にお申し出ください。
- ③ 選択した給付内容ごとに添付書類も異なります。「裁定請求書」の注意書き等をご覧ください、お手続きください。
各給付の特徴については③給付の種類を参照ください。
- ④ 基金に裁定請求書が到着後、1ヵ月程度で通知書等ご案内を郵送いたします。

給付金の支払い

- 年金は60歳から支給開始となります。
60歳前に退職等で資格喪失し、年金を選択した場合は支給開始まで基金でお預かりします。
- 一時金は基金に裁定請求書類が到着後、1ヵ月程度で指定口座にお振込みします。
- 他制度への移換(ポータビリティ)の場合、手続完了後、基金から選択した制度へ一時金を移換します。その後、移換先の制度によって給付を受けることになります。
(全ての支払業務は、みずほ信託銀行に委託をしています。)

資格喪失時の年齢と加入者期間別
給付選択肢



3 給付の種類

各給付の特徴などを確認したうえで、受取方法を選択してください

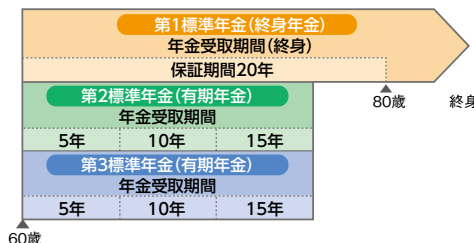


年金

【特徴】

- 60歳に到達した翌月分から年金が支給されます。60歳前に資格喪失し年金を選択した場合（支給繰下げ）、60歳までの期間は利息が付加されます。
- 第1から第2（または第3）標準年金で構成。
- 第1標準年金は終身年金で、60～80歳（20年間）が保証期間となります。第2標準年金は有期年金で、受取期間を5・10・15年から選択でき、受取期間＝保証期間です。（第3標準年金がある場合、受取期間と保証期間は第2標準年金と同じ）

基金からも年金をもらえるんだね



- 年金は支払いの都度、雑所得として所得税を源泉徴収します。
- 保証期間内に万が一亡くなった場合は残りの期間相当分を遺族一時金としてお支払いします。

【支払月と回数】

年金額に応じて年1～6回払いとなり、支払月の1日（休業日の場合は翌営業日）に前月分までを支払います。

年金額	9万円以上	6～9万円未満	3～6万円未満	3万円未満
支払月	年6回払 2.4.6.8.10.12月	年3回払 2.6.10月	年2回払 6.12月	年1回払 6月

【年金額と計算式】

第1から第2（または第3）標準年金までの合計額

年金額は**指標利率（1.5～4.5%）**に応じて改定されることがあります。

$$\text{第1(第2)年金額} = \left(\begin{array}{l} \text{加入期間} \\ \text{中の基礎} \\ \text{賃金累計} \end{array} \times \begin{array}{l} \text{定数} \\ \text{(第1給付0.018)} \\ \text{(第2給付0.012)} \end{array} \times \begin{array}{l} \text{加入者} \\ \text{期間別} \\ \text{給付乗率} \end{array} + \begin{array}{l} \text{利息} \\ \text{累計額} \end{array} \right) \div \begin{array}{l} \text{指標利率に} \\ \text{応じた年金} \\ \text{現価率} \end{array}$$

※第3標準年金の有無および計算式は事業所ごとに異なります
※利息累計額は繰下げ時に付加

一時金

【特徴】

- 年金化せず一時金で受取する方法です。
- 一時金は次のいずれかに該当した場合に選択が可能です。

- ・資格を喪失したとき
- ・繰下げ期間中
- ・60歳に到達したとき
- ・年金受給開始5年後～保証期間内

- 税制上、退職所得として課税の対象となります。会社支給の退職金と合算し計算を行い、勤続年数に応じた退職所得控除を受けられます。

勤続年数	退職所得控除額
20年以下	勤続年数×40万円 ※80万円に満たない場合は80万円
20年超える	(勤続年数－20年)×70万円＋800万円

（遺族一時金を除く）

- 遺族一時金は次の場合に遺族へお支払いします。

- ・加入者が亡くなったとき
- ・繰下げ申出者が亡くなったとき
- ・年金受給者が保証期間内に亡くなったとき



【一時金額と計算式】

第1から第2（または第3）標準年金までの一時金合計額

- 資格喪失時、繰下げ期間中、加入者・繰下げ者の死亡の場合

$$\text{第1(第2)標準年金の一時金額} = \begin{array}{l} \text{加入期間中の} \\ \text{基礎賃金} \\ \text{累計} \end{array} \times \begin{array}{l} \text{定数} \\ \text{(第1給付0.018)} \\ \text{(第2給付0.012)} \end{array} \times \begin{array}{l} \text{加入者} \\ \text{期間別} \\ \text{給付乗率} \end{array} + \begin{array}{l} \text{利息} \\ \text{累計額} \end{array}$$

- 60歳到達時、年金受給開始後5年～保証期間内の場合

$$\text{第1(第2)標準年金の一時金額} = \begin{array}{l} \text{第1(第2)} \\ \text{標準年金} \end{array} \times \begin{array}{l} \text{残余} \\ \text{保証期間別} \\ \text{乗率} \end{array}$$

※第3標準年金の有無および計算式は事業所ごとに異なります
※利息累計額は繰下げ時に付加

【その他】

遺族一時金における遺族の範囲と順位

遺族給付金を受けることができる遺族は下記のとおりで、支給される順位も番号の順です（②は記載の順）。同順位の方が2名以上いる場合、その中の請求者1名にお支払いします。

- ①配偶者
- ②子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹
- ③亡くなった方の死亡時に、主として亡くなった方の収入によって生計を維持されていたその他の親族

他制度へ移換 (ポータビリティ)

【特徴】

- ポータビリティとは『持ち運ぶ』という意味で、基金から一時金・年金を受取らず、年金原資として他の年金制度に移し(=移換)、移した先の制度から将来年金として受取る方法です。

- 移換先は次の5つがあります。(各制度の特徴は下図参照)

- 1 確定拠出年金 企業型
- 2 確定拠出年金 個人型
- 3 企業年金連合会
- 4 確定給付企業年金
- 5 厚生年金基金

- 再就職の有無などにより選択できる移換先が異なります。

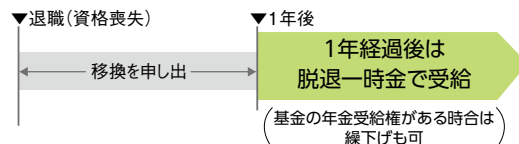
【移換額】

一時金合計額(脱退一時金相当額)

【申出期限】

退職後、1年以内

脱退一時金相当額を移す移換先を決めたうえで、当基金までお申し出ください。1年を経過しますと、移換が出来なくなります。



移換先の種類と特徴

移換先

脱退一時金
相当額

基金から
一時金・年金を
受取らず

他制度へ
移換



確定拠出年金(DC)

1 企業型(再就職先) または 2 個人型(iDeCo)

- ・掛金を積み立て、自己責任で運用商品を選択・運用結果に応じた年金をうける
- ・原則60歳支給開始で5年～20年の有期年金または終身年金
- ・企業型は再就職先で手続き
- ・個人型はイデコダイヤルで案内 ☎0570-086-105 <https://www.ideco-koushiki.jp/>
- ・iDeCoの加入者のみ移換可能(運用指図者は不可)
- ・加入時および加入中に各種手数料を控除

通算企業年金

3 企業年金連合会

- 年金サービスセンター年金相談室 ☎0570-02-2666 <https://www.pfa.or.jp/>
- ・ポータビリティの選択権がある方は誰でも移換可能
- ・年金額は企業年金連合会の定める予定利率で計算
- ・企業年金連合会がうけ入れ時に手数料を控除
- ・原則65歳支給開始で保証期間付終身年金 ・年金受取開始年齢までの間は途中解約は不可

その他

再就職先の年金制度

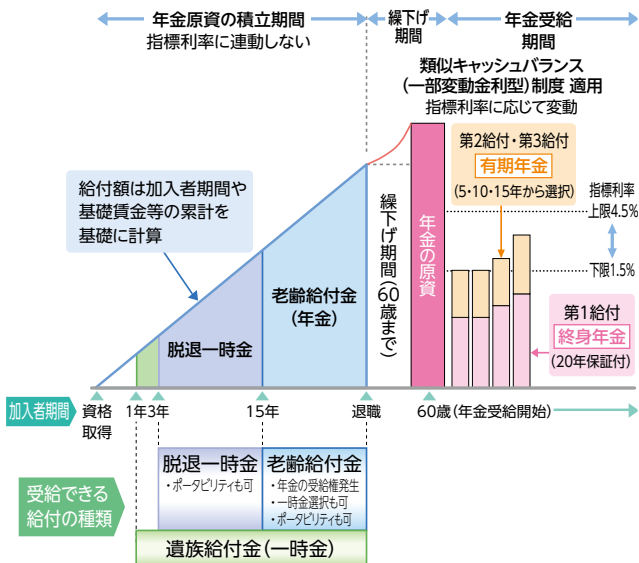
4 確定給付企業年金(DB) または 5 厚生年金基金

- ・加入期間や退職時の年齢などに応じて年金額があらかじめ決められている
- ・脱退一時金相当額を受け入れることが規約で定められている場合に限り移換が可能のため再就職先へ確認が必要
- ・厚生年金基金は国の厚生年金の一部を代行部分として持つ

(注意)

- ※ 1・4・5の再就職先の年金制度および2個人型確定拠出年金へ移す場合には、ご自身で再就職先または国民年金基金連合会(iDeCo)への手続きが必要です。
- ※ 詳細については、各移換先に確認してください。
- ※ 脱退一時金相当額を移換した後は、将来うける年金はうけ入れ先の給付設計に合わせるため、以前加入していた年金制度の年金額が保証されるわけではありません。
- ※ 年金は税制上、雑所得として扱われ課税の対象となります(公的年金等控除をうけることができます)。

(参考) 給付設計イメージ図



日産連合企業年金基金

〒220-0011 横浜市西区高島2-6-32

横浜東口 ウィスポートビル

☎ 045-444-2381

* * *



制度の詳細につきましては
ホームページにてご確認ください
<https://www.nrkikin.jp/>